

## 事業主の皆様へ

外国人従業員の方が退職し、出国した場合、市・県民税の徴収が非常に困難になります。

つきましては、外国人従業員の方の市・県民税については、「特別徴収」とするよう、ご協力をお願いします。

また、外国人従業員の方が退職し、出国する場合は、納税管理人の届け出をしていただき、市・県民税の納税にご協力をお願いします。

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、「納税管理人申告書（承認申請書）」により、納税管理人の届け出をお願いします。

### 外国人従業員の方が退職し、出国される場合

毎年5月に送付する「特別徴収関係書類綴」にある「給与所得者の異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の市・県民税の納付について、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対応していただきたい事項
1月～5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・未徴収の市・県民税は、最後の給与から一括徴収してください。</li><li>・1月1日に加賀市に住民登録のある方は、帰国されても、新年度の市・県民税が課税されます。<u>納税管理人（事業所可）の届け出をお願いします。</u></li><li>・「市・県民税税額試算依頼書」に対象者を記入し、<u>税料金課市民税係に送付してください。</u>新年度の税額（概算）をお知らせしますので、<u>出国前に税額を預かっていただき、6月中旬に納税管理人に送付する納付書で納めてください。</u></li></ul>
6月～12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・未徴収の市・県民税は、最後の給与から一括徴収してください。</li><li>・一括徴収できない場合は、<u>納税管理人（事業所可）の届け出をお願いします。</u>この場合は、<u>出国前に未徴収の市・県民税を預かっていただき、後日、納税管理人に送付される納付書で納めてください。</u></li></ul>

※「納税管理人申請書」「市・県民税税額試算依頼書」は、市ホームページからダウンロードしてください。